

第2 調査結果

1 申請手続等の概要

調査の結果	説明図表番号
<p>(1) 申請手続等の状況</p> <p>許認可等を受けるための申請や、通知を義務付けられている事項の届出など、国民、事業者等が行政機関に行う各種手続は、国民生活や事業活動を営む上で必要不可欠なものである。</p> <p>申請・届出等は、多種多様であり、その数は、国の行政機関の扱う手続で約1万5,000種類（平成23年度）である。これらのうち、インターネット上のオンラインで利用可能な手続は約7,500種類である。</p> <p>また、国の行政機関が受け付けた申請・届出等（注1）の件数は約4億4,287万件（平成23年度）である。このうち、約4億582万件（91.6%）は、登記、輸出入・港湾、国税、社会保険・労働保険等の重点手続（注2）の件数である。</p> <p>なお、申請・届出等件数のうち、書面（磁気媒体を含む。以下同じ。）により行われたものは約2億7,236万件（61.5%）、オンラインを利用して行われたものは約1億7,050万件（38.5%）である。</p> <p>（注1）「国の行政機関が受け付けた申請・届出等」は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。以下「行政手続オンライン化法」という。）第10条の規定に基づき総務大臣が取りまとめたオンラインでの利用が可能な申請・届出等であり、書面でしか行えない申請・届出等は含まれない。</p> <p>（注2）「重点手続」とは、「オンライン利用拡大行動計画」（平成20年9月12日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（以下「IT戦略本部」という。）決定）で、国民や企業による利用頻度が高い年間申請等件数が100万件以上の手続及び100万件未満であっても主として企業等が反復的又は継続的に利用する手続（登記、輸出入・港湾、国税、社会保険・労働保険等の分野から計71種類）として、オンライン利用の促進に集中的に取り組んでいくとされたものである。</p>	<p>図表1-(1)-①</p> <p>図表1-(1)-②</p>
<p>(2) 書面手続の状況</p> <p>申請・届出等に伴う負担の軽減を図るため、累次にわたる閣議決定が行われており、直近の「申請負担軽減対策」（平成9年2月10日閣議決定）では、①申請書等の記載事項等の簡素化、②変更申請等の簡素化、③同種申請の簡素化、④押印・手数料納付の合理化、⑤処理期間の短縮及び有効期間の倍化などに関する指針が示されている。</p> <p>「e-Japan戦略」（平成13年1月22日IT戦略本部決定）で、「国が提供する実質的に全ての行政手続をインターネット経由で可能とする」との方針が示されてからは、書面手続を対象とした負担軽減に関する方針は定められていないが、申請・届出等の6割以上が書面で行われている現状を踏まえれば、書面手続の負担軽減を図る観点から、不断の見直しが必要である。</p>	<p>図表1-(2)-①</p> <p>図表1-(2)-②</p>

また、オンライン手続は、書面手続で使用する申請書及び添付書類を前提としているものであり、申請書の簡素化、添付書類の削減といった書面手続の負担軽減を図ることは、オンライン手続の負担軽減にも直結するものである。

(3) オンライン手続の状況

オンライン利用が可能な手続は、「e-Japan戦略」に基づき、一時は1万3,719種類となったが、非電子的処理を前提とした既存の業務の分析・見直しや手続の必要性が十分検証されないままオンライン化が進められた結果、利用が極めて低調なシステムが多数を占めることとなった。

そのため、「オンライン利用拡大行動計画」（平成20年9月12日IT戦略本部決定）では、オンライン利用率が極めて低調で今後も改善が見込めない手続についてオンライン利用を停止することとされた。その結果、平成23年度におけるオンライン利用が可能な手続は約7,500種類となっている。

さらに、「新たなオンライン利用に関する計画」（平成23年8月3日IT戦略本部決定）では、費用対効果等を検討し、オンライン利用の範囲の見直しを更に進めていくこととされており、今後、オンライン手続は更に減少する見込みである。

なお、「世界最先端IT国家創造宣言」（平成25年6月14日閣議決定）では、平成25年度中に、オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針を策定することとされている。

図表1-(3)-①

図表1-(3)-②

図表1-(3)-③

図表 1-(1)-① 国の行政機関の扱う手続に関するオンライン化の状況

(単位：種類)

年度	オンライン化対象手続数	オンライン化済手続数
平成 23 年度	14,923	7,516
平成 22 年度	14,609	7,633
平成 21 年度	14,452	7,584

(注) 「行政手続オンライン化等の状況」(総務省行政管理局)に基づき当省が作成した。

図表 1-(1)-② 国の行政機関が受け付けた申請・届出等に係るオンライン利用の状況
(平成 23 年度)

(単位：件、%)

全申請・届出等件数		オンライン利用件数		書面利用件数 (磁気媒体の提出を含む。)	
	うち重点手続		うち重点手続		うち重点手続
442,868,928 (100)	405,824,947 (100)	170,504,798 (38.5)	163,807,924 (40.4)	272,364,130 (61.5)	242,017,023 (59.6)

(注 1) 「平成 23 年度における行政手続オンライン化等の状況」(総務省行政管理局)に基づき当省が作成した。

(注 2) 括弧内は構成比を表す。

図表 1-(2)-① 「申請負担軽減対策」(平成9年2月10日閣議決定) <抜粋>

規制緩和を推進するに当たって、行政庁に対する申請等に係る国民の負担を軽減することがきわめて重要である。今日、簡素で効率的な行政、国民の主体性が生かされる行政及び質の高い行政サービスを実現するため、情報通信技術の飛躍的な発展をも踏まえ、許認可や補助金等に係る申請、届出又は諸種の統計調査等に際しての国民の負担の大幅な軽減を図る必要がある。このため、申請等に伴う手続の簡素化、電子化、ペーパーレス化、ネットワーク化などを迅速かつ強力に推し進め、今世紀中に申請等に伴う国民の負担感を半減することを目標として本対策の実施に取り組む。

1 申請・届出の簡素化

以下の指針に沿って、各省庁は、各種申請・届出の積極的な見直しを行い、今年度(1996年度)末までの規制緩和推進計画の再改定の際に盛り込んで実施する。

イ 申請書等の記載事項等の簡素化

- (1) 申請書等の記載事項は、審査基準からみて、必要不可欠のものに限る。
- (2) 添付書類は、申請書等の記載事項の真实性を裏付けるため及び諾否等の判断を行うために必要不可欠のものに限る。
- (3) 申請書等の副本に添付する証明書類については、その写しの添付で足りることとする。
- (4) 既に保有している資料と同種のものについては、提出を求めない。

ロ 変更申請等の簡素化

- (1) 変更申請については、それを必要としない事項を拡大し、また、変更申請を必要とする場合でも記載事項及び添付書類は変更に関するものに限定する。
- (2) 更新申請書の記載事項は、新規の変更事項を除き、原処分の継続希望の表明のみとすることとする。
- (3) 事業者が相続、合併及び営業の譲渡・譲受により事業を開始する場合であって、その申請内容に実質的な変更がない場合には、既得許認可が、原則としてその事業者の簡便な手続で承継されるよう措置する。

ハ 同種申請の簡素化

- (1) 同一人が行う同種の複数の申請については、一括申請を認める。
- (2) 複数の法令に基づく同種の申請・検査結果等の相互活用によって、一方の申請・検査等を免除すること等により、申請者、受検者等の負担を軽減する。

ニ 押印・手数料納付の合理化

- (1) 申請・届出に際しての押印の在り方を検討する。
- (2) 申請・届出の手数料納付について、収入印紙による納付のほか、予納を含む現金納付や口座振替による納付が可能な範囲を拡大する。

ホ 処理期間の短縮及び有効期間の倍化

- (1) 申請・届出に関する共通ルールを定めた行政手続法の趣旨を各省庁の出先、地方公共団体を含めて徹底し、処理期間を短縮化するとともに、審査基準を国民の目からみて分かりやすく、納得のいくものとする。
- (2) 有効期間のある許認可について、有効期間を見直すとともに、有効期間を設定する必要がある場合であっても長期とする。具体的には、明らかに不適切なものを除き、現行の有効期間を倍化する。倍化が困難なケースでも最大限延長する。

(注) 下線は当省が付した。

図表 1-(2)-② 「e-Japan 戦略」(平成 13 年 1 月 22 日 I T 戦略本部決定) <抜粋>

我が国は、21世紀を迎え、すべての国民が情報通信技術（I T）を積極的に活用し、かつその恩恵を最大限に享受できる知識創発型社会の実現に向けて、既存の制度、慣行、権益にしばられず、早急に革命的かつ現実的な対応を行わなければならない。超高速インターネット網の整備とインターネット常時接続の早期実現、電子商取引ルールの整備、電子政府の実現、新時代に向けた人材育成等を通じて、市場原理に基づき民間が最大限に活力を発揮できる環境を整備し、我が国が5年以内に世界最先端のI T国家となることを目指す。

II. 重点政策分野

3. 電子政府の実現

(3) 推進すべき方策

上記目標を達成するために、政府は、1)明確な目標設定と進捗状況に対する評価・公表、柔軟な改定、2)業務・制度の改革、3)民間へのアウトソーシングの推進を3原則とし、下記を盛り込んだ実現計画を定める。その際、主要プロジェクトについて、運用費・開発費別の投資の見込み額及びその効用を国民・事業者に明らかにする。2003年度中に、計画の実施状況について評価・分析し、その後、新計画を策定・実施する。その際、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部を中心に各省庁間の有機的な連携を確保する。

1. 行政（国・地方公共団体）内部の電子化

文書の原本性、セキュリティを確保しつつ、ペーパーレス化のための業務改革を実施し、行政主体間における情報の収集・伝達・共有・処理を電子化する。また、職員の情報リテラシーの向上と意識改革を図るとともに、重要な行政情報のバックアップ体制の確立など、災害時の危機管理能力を強化する。都道府県、市町村のレベル毎に地方公共団体によるシステムの共有等を奨励し、2003年度までに全地方公共団体の総合行政ネットワークへの接続の完成を目指す。

2. 官民接点のオンライン化

2003年までに、国が提供する実質的にすべての行政手続きをインターネット経由で可能とする。類似業務の統廃合とシステム化を進め、ワンストップサービスを実現する。歳入歳出手続きについては、早期の電子化を図る。地方公共団体に対しては、住民ニーズなどに対応したオンライン化を計画的に実施するよう要請する。また、行政サービスのオンライン化を見据え、行政組織の枠を超えて利用可能で、電子印鑑の機能を持ち、セキュリティの高い行政I Cカードを早急に導入する。ネットワークを通じた行政I Cカードの相互運用性を確保する視点から、早急にモデルシステムの開発等に着手する。

(注) 下線は当省が付した。

図表 1-(3)-① 「オンライン利用拡大行動計画」(平成 20 年 9 月 12 日 I T 戦略本部決定) <抜粋>

これまでの国の行政手続におけるオンライン利用促進の取組を抜本的に見直し、対象を国民に広く利用されている手続に重点化し、新たな目標を設定して、オンラインのメリット拡大、使い勝手の向上等の措置を集中的に講ずることとする。

この新たなオンライン利用促進の取組を強力に推進するため、2009年度(平成21年度)から2011年度(平成23年度)までの間に講ずる措置(ただし、可能なものについては、2008年度(平成20年度)中から迅速に取組を進める。)を定めた政府全体としての行動計画を以下のとおり策定する。

I オンライン利用の拡大に向けた基本方針

I-3 行動計画の着実な実行の確保等

2 メリハリの効いた対応

本行動計画に基づきオンライン利用の飛躍的拡大を図る一方で、利用率が極めて低調である等の手続のオンライン化については見直しを図るなど、メリハリの効いた対応を行うことが重要である。

内閣官房及び総務省は、利用率が極めて低調であり、今後とも改善の見込みがない手続については、今後の利用者ニーズや費用対効果、代替措置の有無等を総合的に勘案して、停止すべきシステムの範囲を電子政府評価委員会に対して報告し、その評価や国民からの意見も踏まえた上で、年内を目途にシステム停止の是非について結論を得るものとする。また、その範囲は、必要に応じて毎年見直していくこととする。

(注) 下線は当省が付した。

図表 1-(3)-② 「新たなオンライン利用に関する計画」(平成 23 年 8 月 3 日 I T 戦略本部決定)
<抜粋>

I これまでの取組の総括と本計画の基本的考え方

1 オンライン利用の現状と課題

(1) オンライン利用が可能な手続の範囲

オンライン利用が可能な国の行政手続の範囲については、これまで、「2003年までに、国が提供する実質的にすべての行政手続きをインターネット経由で可能とする」(「e-Japan 戦略」(平成13年1月22日 I T 戦略本部決定))との方針の下、ほぼ一律に手続のオンライン化を進め、2003年度(平成15年度)にはオンライン利用が可能な手続は96%となった。

しかしながら、オンライン利用が可能な手続の中には、書面を含めた申請等(申請、届出その他の法令の規定に基づき国の行政機関に対して行われる通知をいう。以下同じ。)の件数が極めて少ない手続が相当数を占めており、申請等受付システム(以下「申請システム」という。)の整備・運用に係る経費に対してオンライン利用による効果が十分発現していないとの指摘を受けてきた。

このため、2008年度(平成20年度)以降、「オンライン利用拡大行動計画」(以下「旧計画」という。)に基づき、オンライン利用率が極めて低調で今後も改善が見込めない手続についてはオンライン利用を停止する方向に転じたところであり、現在、オンライン利用が可能な国の手続は52%(約7,500手続)となっている。

上記のオンライン利用を停止する取組については、特にオンライン利用率が低調な申請システムを中心に検討されたため、現在オンライン利用が可能な約7,500手続の中には書面も含めた申請等がない約3,500手続が依然として含まれているなど、オンライン利用の効果が期待できないものが見受けられる。

このため、現在オンライン利用が可能な手続全体について、費用対効果等を検討し、オンライン利用の範囲の見直しを更に進めていく必要がある。

また、これまでは実質的にすべての手続をオンライン化する方針であったため、非電子的処理を前提とした既存の業務の分析・見直しや手続の必要性が十分検証されないままオンライン化が進められており、今後はこのような反省に立った取組が必要である。

(注) 下線は当省が付した。

図表 1-(3)-③ 「世界最先端 I T 国家創造宣言」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定) <抜粋>

Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組

3. 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現

(1) 利便性の高い電子行政サービスの提供

従来政府が担っていたサービスの提供機能を民間にも開放し、官民の協働によって、より利便性の高い公共サービスを創造する。国民がステークホルダーとして積極的に参加できるよう、クラウドを活用したオープンな利用環境を、データ・フォーマット、用語、コード、文字等の標準化・共通化、アプリケーション・インターフェイス (API) の公開等を行いつつ整備する。特に文字の標準化・共通化に関しては、今後整備する情報システムにおいては、国際標準に適合した文字情報基盤を活用することを原則とする。

オンラインサービスの設計に当たっては、利便性向上と全体の効率化を図るため、サービスのバリューチェーン全体を通じて電子化することを目指すとともに、マーケティング手法等を活用しつつ、利用者中心のサービス設計を行い、適切なチャネルでサービスを提供する。

このため、2013年度中に、これまでのベストプラクティスも参考にしつつ、オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針を策定するほか、官民協働で改革に取り組む体制の在り方を含め、オープンな利用環境の整備に向けた具体的なアクションプランを策定し、段階的に実施する。さらに、政府の Web サイトについて、順次 API を公開することなどにより、国民にとってより利便性の高い Web サイトへの見直しを実施する。

(注) 下線は当省が付した。